

## 短時間勤務の非常勤職員の共済組合加入について

### 育見休業中の掛金等免除要件について

地方公務員等共済組合法が改正され、令和4年10月から短時間勤務の非常勤職員の方も共済組合に加入となり、短期組合員として短期給付事業(医療保険等)・福祉事業(健康診査等)を受けられるようになります。(長期給付事業については、適用対象外となります。)

#### 対象となる非常勤職員の方

- 常勤職員の所定勤務時間以上勤務している非常勤職員で、採用当初からの勤務期間が2か月超1年以下の方
- 1週間の所定勤務時間及び1か月の所定勤務日数が常勤職員の3/4以上の方であって、2か月超勤務見込みの方
- 1週間の所定勤務時間または1か月の所定勤務日数が常勤職員の3/4未満の方であって、次の条件をすべて満たしている方
  - ・ 1週間の所定勤務時間が20時間以上
  - ・ 2か月超勤務見込み
  - ・ 報酬月額8万8千円以上
  - ・ 学生ではない

※常勤職員の所定勤務時間以上勤務した期間が12か月を超えるに至った方で、12か月を超えて勤務後も引き続き常勤職員の所定勤務時間以上勤務見込みの方は、一般組合員となり、長期給付も適用されます。

※臨時的任用職員の方については、令和4年10月1日から短期組合員となります。

